

# 宮城県立精神医療センター 北1病棟改修工事

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
1	表紙・図面リスト	—	13	建具表①	1/50
2	特記仕様書	—	14	建具表②（改修建具）	1/50
3	工事概要書	—	15	撤去図（デイルーム居間、洗面・洗濯室）	1/50
4	外装・内装仕上表	—	16	改修前北1病棟平面図	1/200
5	案内図・配置図	—・1/1000	17	北1病棟排煙チェック図	1/200
6	北1病棟平面図	1/200			
7	改修病室平面詳細図	1/50			
8	新設4床室展開図	1/50			
9	追加個室①・②・③平面詳細図・追加個室①展開図	1/50			
10	追加個室②・③展開図	1/50			
11	追加個室④平面詳細図・展開図	1/50			
12	追加個室⑤平面詳細図・展開図	1/50			

# 特記仕様書

## I 工事概要

- 1 工事名称：宮城県立精神医療センター北1病棟改修工事
- 2 工事場所：宮城県名取市手倉田字山無番地
- 3 主要用途：病院
- 4 工事の概要：

ミーティングルームを4床室に改修する

居間を撤去し個室病室1室及び面会室に改修する。

デイルームに個室病室4室を増設する。

各個室病室には隔離室として病院運営上必要とされる諸設備を設置する。

各個室化による給排水衛生、電気、空調、換気、防災設備、監視カメラ設備、ナースコール設備を整備する。

- 5 別 途 工 事
- 6 そ の 他
- 7 特記仕様書の範囲

特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印のもので構成する。

- ・ 構造特記仕様書
- ・ 外構工事特記仕様書
- ・ 植栽工事特記仕様書
- ・ 解体工事特記仕様書
- ・ 電気設備工事特記仕様書
- ・ 機械設備工事特記仕様書

## II 建築工事仕様

### 1. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(平成25年版)[平成26年3月改定]」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。

ただし、「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(平成25年版)[平成26年3月改定]」(以下「標準仕様書」という。)及び「建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)」(以下「解体共通仕様書」という。)による。

### 2. 特記仕様

- 1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
- 2) 特記事項は、◎印のついたものを適用する。⊙印のつかない場合は※印のついたものを適用する。⊙印と◎印のついた場合は、共に適用する。
- 3) 特記事項に記載の< >、( ) 及び [ ] 内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」、「標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項	
1 一 般 共 通 事 項	①. 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊙ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。</li> <li>⊙ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。</li> <li>⊙ 施工体系図を現場に掲示すること。</li> <li>・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況(地盤、擁壁、内外壁、床、建具等)を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。</li> </ul> 調査範囲 ※ 図示	
	②. 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>⊙ 建設工事執行規則(昭和39年3月宮城県規則第9号)</li> <li>⊙ 宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱(平成27年4月1日施行)</li> <li>⊙ 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成22年版)</li> <li>⊙ 宮城県建築工事写真撮影要領(宮城県土木部制定 平成12年版)及び工事写真の撮り方&lt;建築編&gt;第2編 工事写真の撮り方(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)</li> </ul>	
	3. ~ 6. 省略		
	⑦. 事故報告	<1. 3. 10> 工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。	
	⑧. 建築材料等	材料の品質等 <1. 4. 2> ※ 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。 特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。	

章	項 目	特 記 事 項
1 一 般 共 通 事 項	9. ~13. 省略	
	⑭. 技能士	技能士の配置 <1. 6. 2> ・ 下表で技能士を適用することとした職種に、1級又は単一級技能士を配置する。 ※ 下表で技能士を適用することとした職種に、1級、2級又は単一級技能士を配置する。 下表で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。
	工事種目	技能検定職種(技能検定作業)
	以下の該当工事	・ 該当する作業がある以下の職種(作業)の全て
	仮設工事	・ とび(とび作業)
	防水改修工事	・ 防水施工(・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ防水工事作業 ・FRP防水工事作業)
	外壁改修工事	・ 左官(左官作業) ・ タイル張り(タイル張り作業) ・ 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業) ・ 塗装(建築塗装作業)
	建具改修工事	・ サッシ施工(ビル用サッシ施工作業) ・ ガラス施工(ガラス工事作業) ・ 自動ドア施工(自動ドア施工作業)
	内装改修工事	・ 内装仕上施工(・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーペット系床仕上作業 ・木質系床仕上工事作業 ・ボード仕上工事作業 ・鋼製下地工事作業) ・ 表装(壁装作業)
	塗装改修工事	・ 塗装(建築塗装作業)
	耐震改修工事	・ 鉄筋施工(鉄筋組立作業) ・ 型枠施工(型枠工事作業) ・ とび(とび作業) ・ コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)
	コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	・ ブロック建築(コンクリートブロック工事作業) ・ ALCパネル施工(ALCパネル工事作業)
	石工事	・ 石材施工(石張り作業)
	排水工事	・ 配管(建築配管作業)
	舗装工事	・ 路面表示施工(・溶融ペイントハンドマーカール工事作業 ・加熱ペイントマシンマーカール作業)
植栽工事	・ 造園(造園工事作業)	
屋根及びとい工事	・ 建築板金(内外装板金作業) ・ かわらぶき(かわらぶき作業)	
⑮. 完成図等	<1. 8. 1><1. 8. 2><1. 8. 3> 営繕工事完成引渡要領(平成13年4月1日宮城県土木部営繕課・設備室策定)により作成する。 ※ 青焼2つ折製本 2部 ※ 完成図面電子データJWW形式又はDXF形式若しくはTIFF形式(解像度300DPI程度) CD1枚	
	以降省略	
2 仮 設 工 事	1. ~ 4. 省略	
	⑯. 足場その他	内部足場 ※ 脚立、足場板等 <2. 2. 1> 外部足場 ※ A種 ・ B種 ・ C種 <表2. 2. 1> ・ D種 ・ E種 防護シート ※ 設ける ・ 設けない <表2. 2. 2> 材料の運搬 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ※ E種 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。
	6. 省略	
	⑰. 仮設間仕切り	<2. 3. 2><表2. 3. 1> ・ 設ける(図示) ・ A種 ・ B種 ※ C種
	以降省略	

# 工事概要書

## I ミーティング室を4床室一部屋に改修する

### 1. ミーティング室の解体撤去に関する事項

- ① 既存窓の鋼製建具及びアクリルガラスについては清掃とし、建具に対する新たな塗装は行わない。

### 2. 4床室一部屋の新設に係る事項

- ① ボイスコール機能付ナースコールを設置する。

- ⑬ 換気設備は天井換気扇をトイレに設置して室全体の換気を行い常時作動を原則とし、操作スイッチはフラッシュバルブ操作ボックス内に置く。

- ⑭ 自動火災報知設備、監視カメラ、ボイスコール機能付ナースコールを設置する。

## II ホール南側に個室一部屋を追加する

### 1. 居間の撤去に係る事項

- ① 居間部分の畳、床組みは全て撤去する。  
※ 作業箇所は、仮設間仕切又は養生シート等を用いて区画する。  
② 既存間仕切壁は天井懐内も含め既存仕上を下地石膏ボードまで撤去する。  
③ 天井は仕上材を全撤去とし、LGS天井下地材はそのまま残し再利用とする。  
④ 既存窓の鋼製建具は既存アクリルガラスを工事の範囲内で撤去する。

### 2. 追加個室⑤の新設に係る事項

- ⑤ 既存個室間仕切壁は既存壁下地を利用し内部にグラスウール充填とし十分な遮音性能を確保すること。  
※ 遮音性能は建築基準法施行令第22条の3に定める性能を有すること。  
※ 遮音性能について同等性能の工法を用いる場合は資料を提出し監督員の承認を受けること。  
⑥ 個室廊下間仕切壁・個室ホール間仕切壁も同様の遮音性能を確保すること。  
⑦ 個室廊下間仕切壁・個室ホール間仕切壁は十分な防火性能を確保すること。  
※ 防火性能は建築基準法第2条第1項第七の2号に示す準耐火構造の性能を有すること。  
※ 防火性能については天井懐内についても同様とする。  
※ 天井懐内において設備部材などによる隙間等が発生した場合はその隙間は不燃材によりふさぐこと。  
⑧ 新設する鋼製エアタイト親子戸扉は内開きとし、指摘め防止及び丁番への紐かけ防止の措置を講ずること。  
※ 扉・枠内部にはロックウール又はグラスウール充填のこと（密度24kg/m3とする）  
※ 建具枠のうち、三方枠には遮音ゴムを設置し沓摺は設けない。  
※ 扉下部にはモヘアその他、扉の作動を妨げない遮音装置を設置する。  
※ 額縁にはポリカ板 7) 5. 0透明をセットすること。  
※ ラッチハンドルは埋込フラットタイプとする。  
※ 2カ所の本締錠はどちらも廊下側鍵操作、室内側メクラプレートとする。  
⑨ FRP製便器及び水飲み器を設置する。  
※ 便器の制御は埋込型フラッシュバルブによる室外操作とし、水飲み器の操作もこれに収める。  
⑩ 照明器具は常夜灯、室内灯、トイレ灯とし操作は有線無線を問わず室外から行うものとする  
⑪ 室内空調はルームエアコンによるものとし操作は有線無線を問わず室外から行うものとする。  
⑫ 換気設備は天井換気扇をトイレに設置して室全体の換気を行い常時作動を原則とし、操作スイッチはフラッシュバルブ操作ボックス内に置く。  
⑬ 自動火災報知設備、監視カメラ、ボイスコール機能付ナースコールを設置する。

## II ホール東側に個室4部屋を追加する

### 1. ホール仕上材撤去に係る事項

- ① 既存床仕上材（アスベスト含有ビニル床タイル）は下地モルタルを残し全て撤去する。  
※ 作業箇所は、仮設間仕切又は養生シート等を用いて区画する。  
※ 作業箇所は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。  
※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。  
※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破砕されたアスベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。  
※ 撤去したアスベスト含有ビニル床タイルの取扱は関係法令（大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号））を遵守し適正に取り扱うこと。

- ② 既存間仕切壁仕上材は天井懐内も含め下地石膏ボードまで撤去する。  
③ 既存天井仕上材は全撤去とし、LGS天井下地材はそのまま残し再利用とする。  
④ 既存窓の鋼製建具は既存アクリルガラスを工事の範囲内で撤去する。

### 2. 追加個室①・②・③・④の新設に係る事項

- ⑤ 新設する個室間仕切壁は内部にグラスウール充填とし十分な遮音性能を確保すること。  
⑥ 既存個室間仕切壁は既存LGS壁下地を利用し内部にグラスウール充填とし十分な遮音性能を確保すること。  
※ 遮音性能は建築基準法施行令第22条の3に定める性能を有すること。  
※ 遮音性能について同等性能の工法を用いる場合は資料を提出し監督員の承認を受けること。  
⑦ 個室廊下間仕切壁・個室ホール間仕切壁も同様の遮音性能を確保すること。  
⑧ 個室廊下間仕切壁・個室ホール間仕切壁は十分な防火性能を確保すること。  
※ 防火性能は建築基準法第2条第1項第七の2号に示す準耐火構造の性能を有すること。  
※ 防火性能については天井懐内についても同様とする。  
※ 天井懐内において設備部材などによる隙間等が発生した場合はその隙間は不燃材によりふさぐこと。  
⑨ 新設する鋼製エアタイト親子戸扉は内開きとし、指摘め防止及び丁番への紐かけ防止の措置を講ずること。  
※ 扉・枠内部にはロックウール又はグラスウール充填のこと（密度24kg/m3とする）  
※ 建具枠のうち、三方枠には遮音ゴムを設置し沓摺は設けない。  
※ 扉下部にはモヘアその他、扉の作動を妨げない遮音装置を設置する。  
※ 額縁にはポリカ板 7) 5. 0透明をセットすること。  
※ ラッチハンドルは埋込フラットタイプとする。  
※ 2カ所の本締錠はどちらも廊下側鍵操作、室内側メクラプレートとする。  
⑩ FRP製便器及び水飲み器を設置する。  
※ 便器の制御は埋込型フラッシュバルブによる室外操作とし、水飲み器の操作もこれに収める。  
⑪ 照明器具は常夜灯、室内灯、トイレ灯とし操作は有線無線を問わず室外から行うものとする  
⑫ 室内空調はルームエアコンによるものとし操作は有線無線を問わず室外から行うものとする。

## III ホール南側にアルミパーテーション倉庫を追加する。

## IV その他

### 1. 廊下、ホール及び洗面所の建具改修による排煙開口の確保

- ③ SD-16の上部欄間のFIX窓は全て排煙窓に改修する。  
④ SD-17の上部欄間のうち扉上部のFIX窓を排煙窓に改修する。  
⑤ SW-2の上部欄間のうちFIX窓の指示箇所は全て排煙窓に改修する。  
⑥ SW-6（洗面所）の障子の上側半分の開き残し部分は排煙窓に改修する。

仕 上 表

室 名	床		壁	天 井		備 考
		巾 木			廻り縁	
改修4床室						
追加個室 ①	床用パテ処理+アンダーレイ7)4.5下地 長尺塩ビシート 7)2.0 溶接工法仕上	ビニル巾木 H=75	(個室間仕切) 石膏ボードt=12.5+合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (廊下間仕切) 石膏ボードt=12.5+難燃合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (RC柱型・壁部分) 合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上	合板張りt=12下張りの上化粧石膏ボード張りt=9.5	樹脂製見切縁	エアタイト親子扉、FRP製便器、FRP製水飲、埋込型フラッシュバルブルームエアコン、監視カメラ、天井換気扇、常夜灯、室内灯 トイレ灯、自動火災報知機設備、ボイスコール機能付スコール  ※ 鉄骨下地外壁有り
追加個室 ②	床用パテ処理+アンダーレイ7)4.5下地 長尺塩ビシート 7)2.0 溶接工法仕上	ビニル巾木 H=75	(個室間仕切) 石膏ボードt=12.5+合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (廊下間仕切) 石膏ボードt=12.5+難燃合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (RC柱型・壁部分) 合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上	合板張りt=12下張りの上化粧石膏ボード張りt=9.5	樹脂製見切縁	エアタイト親子扉、FRP製便器、FRP製水飲、埋込型フラッシュバルブルームエアコン、監視カメラ、天井換気扇、常夜灯、室内灯 トイレ灯、自動火災報知機設備、ボイスコール機能付スコール  ※ 鉄骨下地外壁有り
追加個室 ③	床用パテ処理+アンダーレイ7)4.5下地 長尺塩ビシート 7)2.0 溶接工法仕上	ビニル巾木 H=75	(ホール間仕切) 石膏ボードt=12.5+難燃合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (廊下間仕切) 石膏ボードt=12.5+難燃合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (RC柱型・壁部分) 合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上	合板張りt=12下張りの上化粧石膏ボード張りt=9.5	樹脂製見切縁	エアタイト親子扉、FRP製便器、FRP製水飲、埋込型フラッシュバルブルームエアコン、監視カメラ、天井換気扇、常夜灯、室内灯 トイレ灯、自動火災報知機設備、ボイスコール機能付スコール  ※ 鉄骨下地外壁有り
追加個室 ④	床用パテ処理+アンダーレイ7)4.5下地 長尺塩ビシート 7)2.0 溶接工法仕上	ビニル巾木 H=75	(ホール間仕切) 石膏ボードt=12.5+難燃合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (廊下間仕切) 石膏ボードt=12.5+難燃合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (個室間仕切) 石膏ボードt=12.5+合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (外壁部分) 石膏ボードt=12.5+合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上	合板張りt=12下張りの上化粧石膏ボード張りt=9.5	樹脂製見切縁	エアタイト親子扉、FRP製便器、FRP製水飲、埋込型フラッシュバルブルームエアコン、監視カメラ、天井換気扇、常夜灯、室内灯 トイレ灯、自動火災報知機設備、ボイスコール機能付スコール  ※ 鉄骨下地外壁有り
追加個室 ⑤	床用パテ処理+アンダーレイ7)4.5下地 長尺塩ビシート 7)2.0 溶接工法仕上	ビニル巾木 H=75	(個室間仕切) 石膏ボードt=12.5+合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (廊下間仕切) 石膏ボードt=12.5+難燃合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上 (外壁部分) 石膏ボードt=12.5+合板t=12下地、防火1級無機質クロス仕上	合板張りt=12下張りの上化粧石膏ボード張りt=9.5	樹脂製見切縁	エアタイト親子扉、FRP製便器、FRP製水飲、埋込型フラッシュバルブルームエアコン、監視カメラ、天井換気扇、常夜灯、室内灯 トイレ灯、自動火災報知機設備、ボイスコール機能付スコール  ※ 鉄骨下地外壁有り ※ RC躯体による壁下地有り

そ の 他

外壁仕上：窯業系サイディング 7)14アクリルリシン吹付

※ RC躯体部を除く新設間仕切壁：グラスウール又はロックウールを充填すること、ただし同等の遮音性能が確保できる場合には他の工法に替えることができる、この場合の遮音性能は建築基準法施行令第22条の3に定める遮音性能とする。

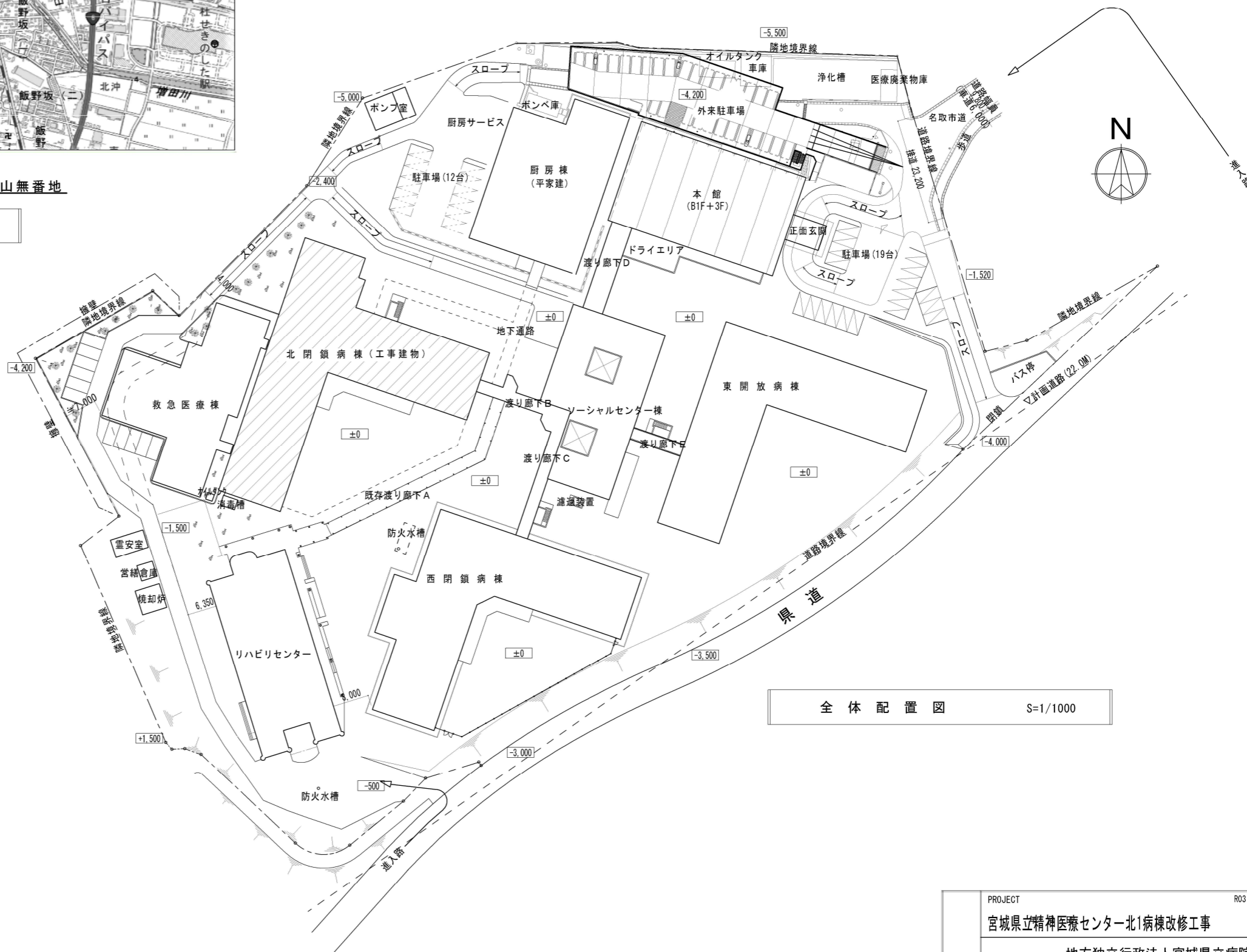
※ 廊下間仕切・ホール間仕切の防火性能：建築基準法第2条第1項第七の2号に示す準耐火構造の性能を有すること。

※ 新設エアタイト親子扉の仕様：内部ロックウール充填、三方枠遮音ゴム設置省略無し、扉下部モヘアその他の遮音装置、額縁ポリカ板 7)5.0、フラットタイプブラッチハンドル、本締錠2カ所廊下側鍵操作・室内側メクラプレート



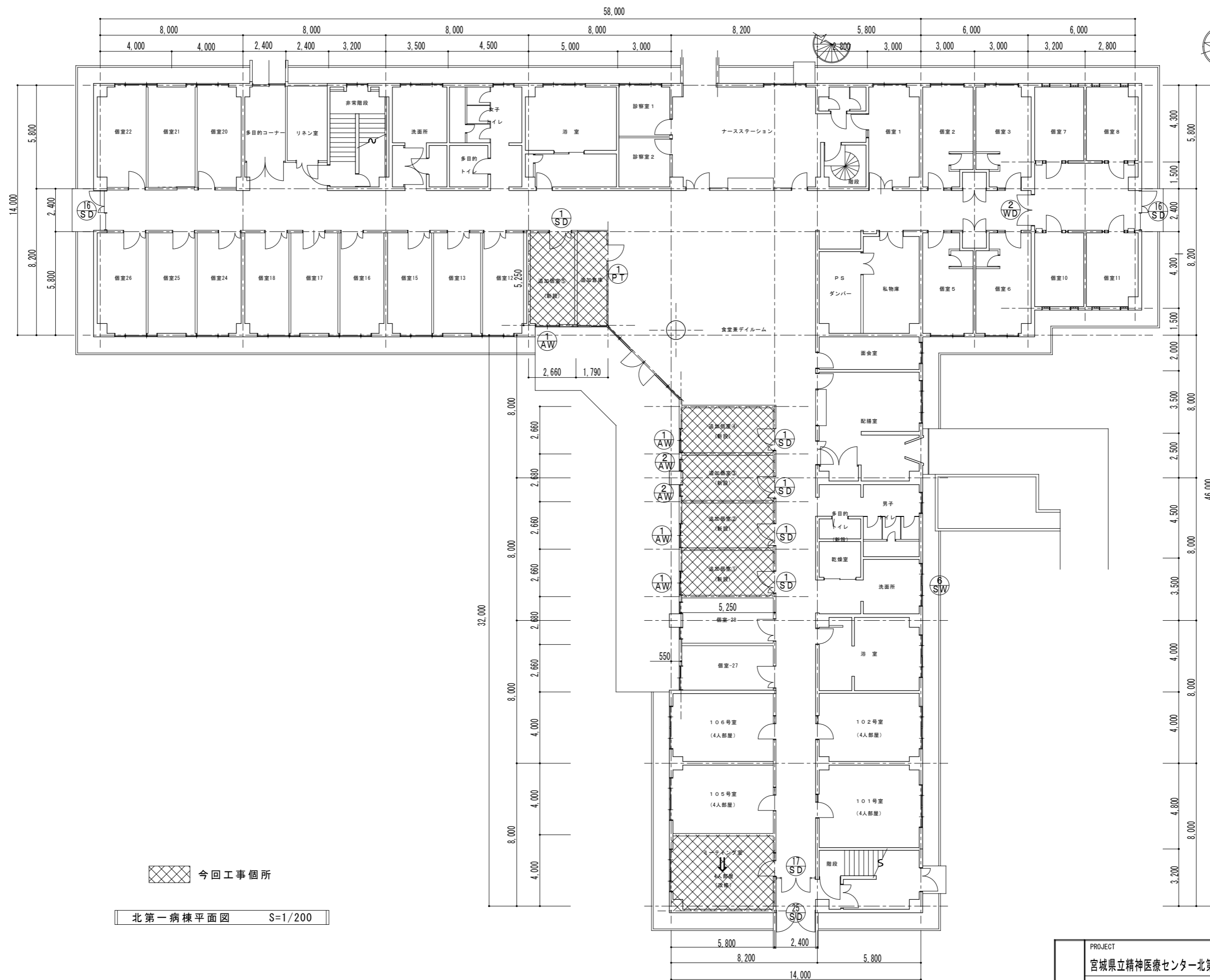
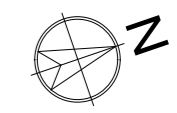
工事場所：名取市手倉田字山無番地

案内図



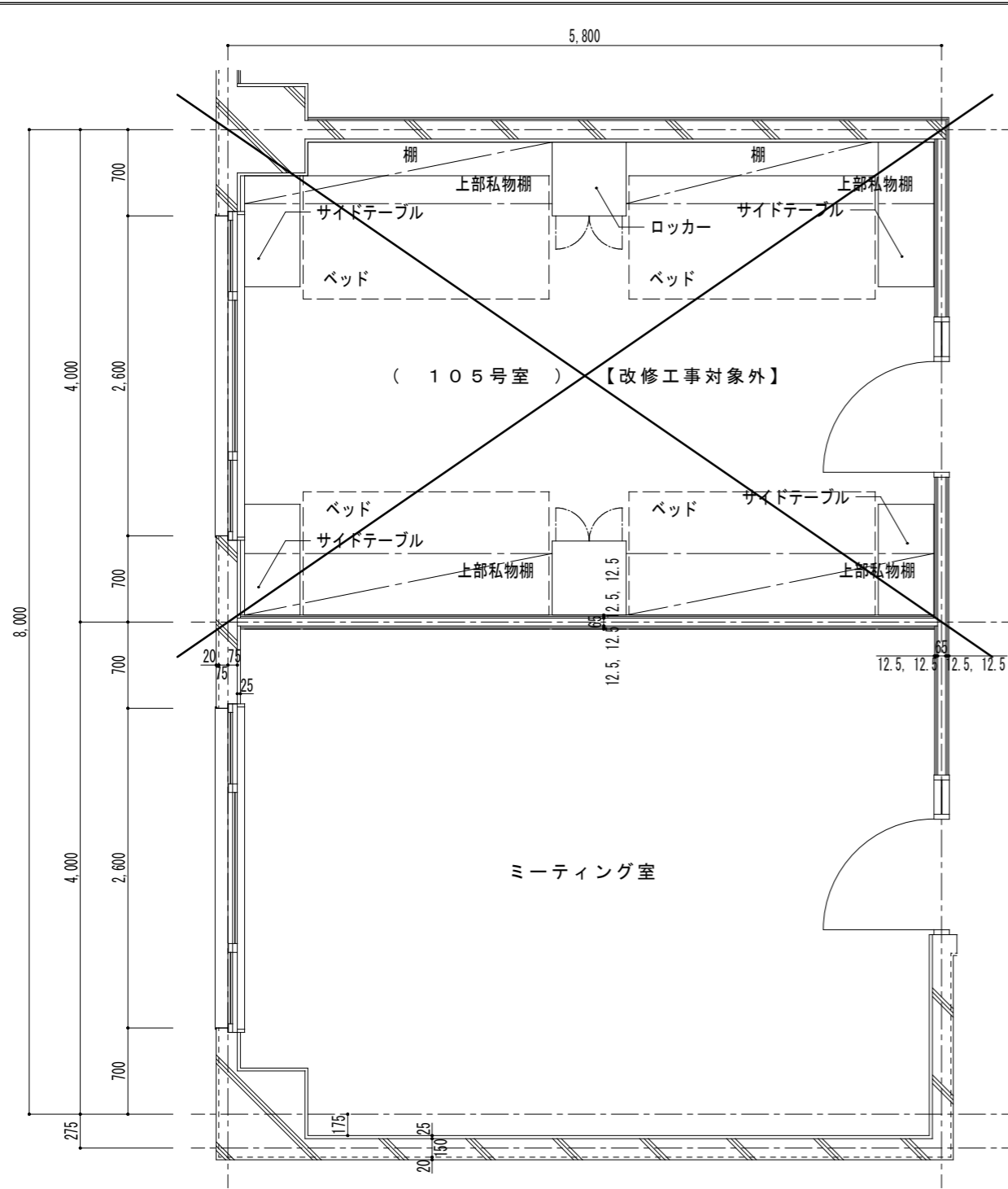
全体配置図 S=1/1000



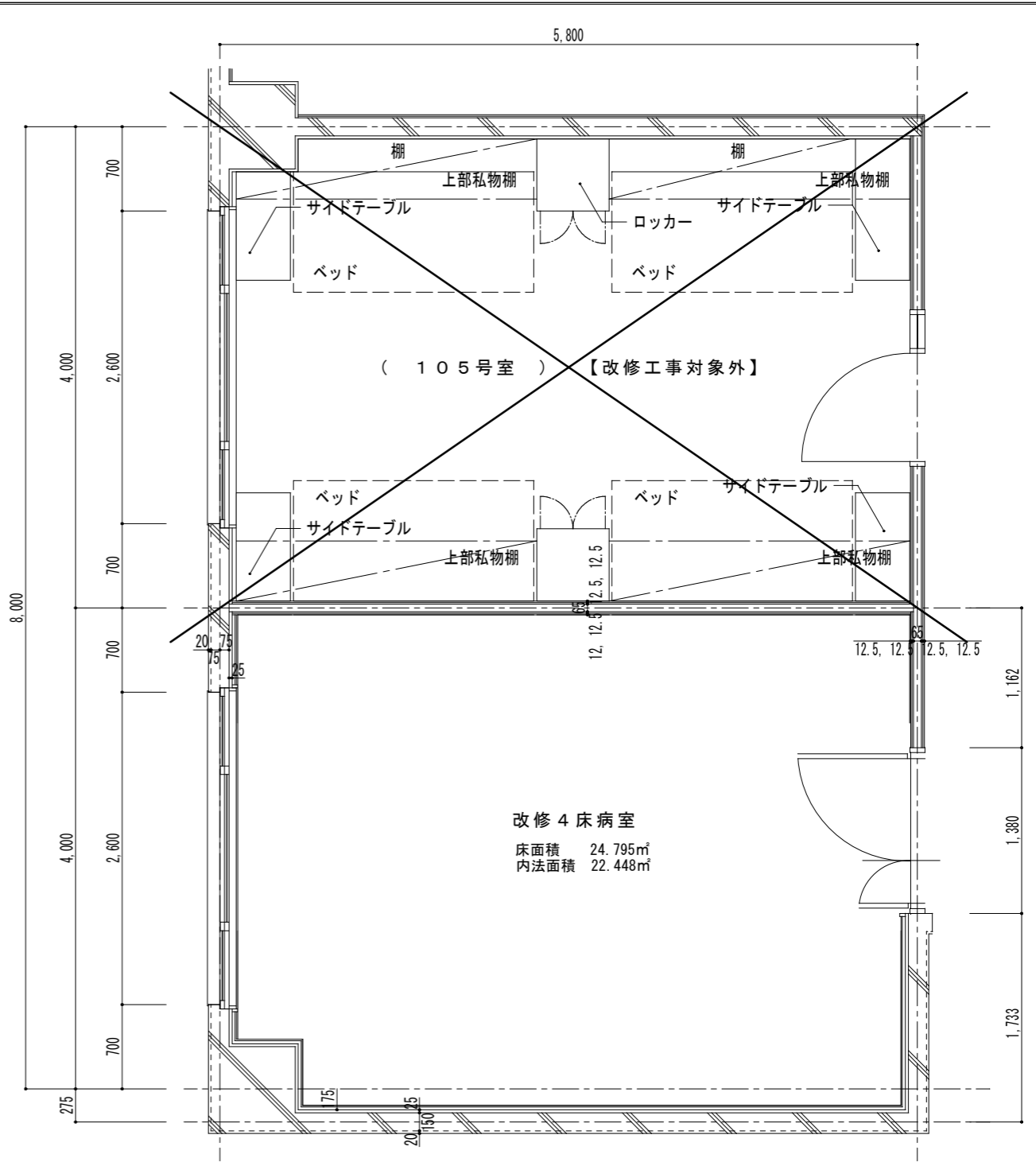


今回工事箇所

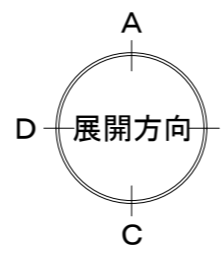
北第一病棟平面図 S=1/200



病室平面詳細図（改修前） S=1/50

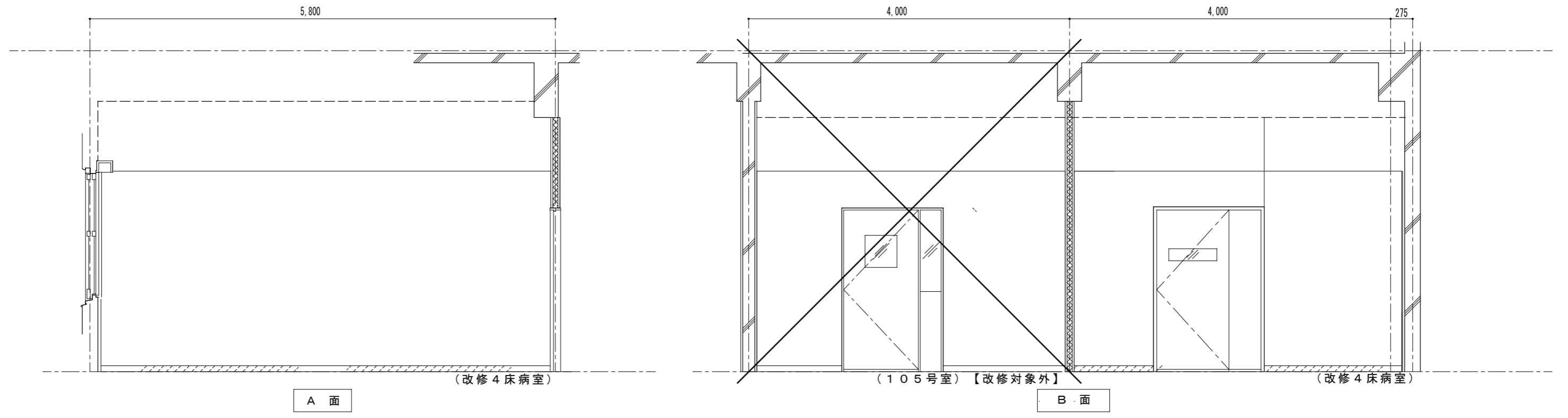


病室平面詳細図（改修後） S=1/50

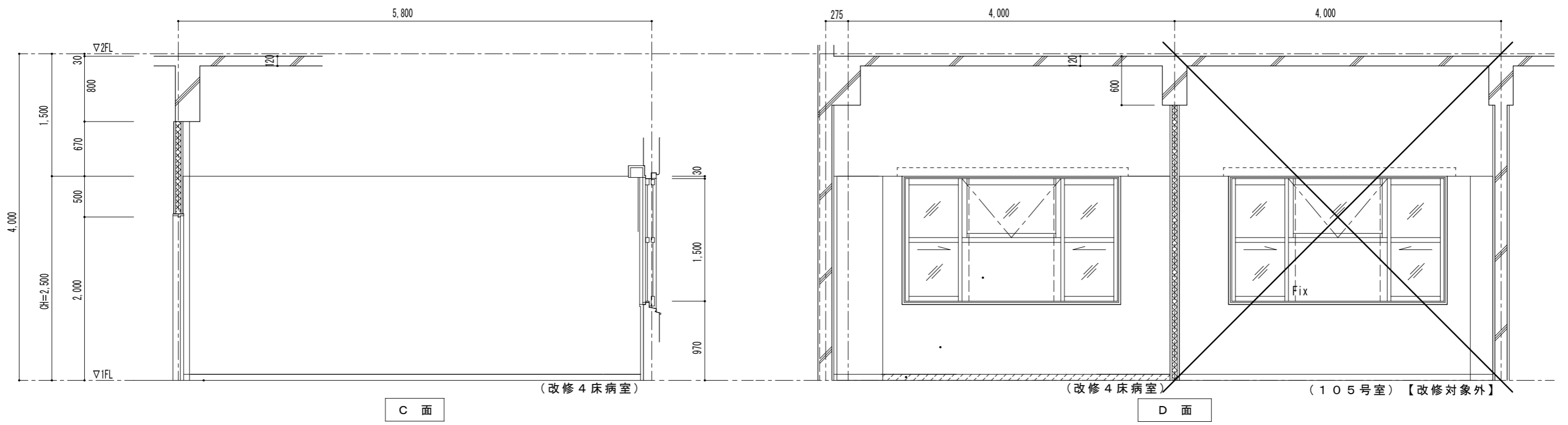


改修 4 床病室  
床面積 24.795㎡  
内法面積 22.448㎡

個室間仕切壁及び廊下・ホール面間仕切壁の仕様	
共通仕様	LGS下地 内部グラスウール充填
<b>個室間仕切壁</b>	
天井面下部仕上仕様	石膏ボード張りt=12.5+合板張りt=12防火1級無機質クロス貼り両面
天井懐内仕上仕様	石膏ボード張りt=12.5+12.5両面
<b>廊下・ホール面間仕切壁</b>	
天井面下部仕上仕様	(室内側) 石膏ボード張りt=12.5+難燃合板張りt=12防火1級無機質クロス貼り (廊下・ホール側) 石膏ボード張りt=12.5+12.5防火1級無機質クロス貼り
天井懐内仕上仕様	個室間仕切壁と同じ
間仕切壁のグラスウール充填は遮音性能が建築基準法施行令第22条の3に定める性能と同等の性能を確保できる工法に替えることができる	

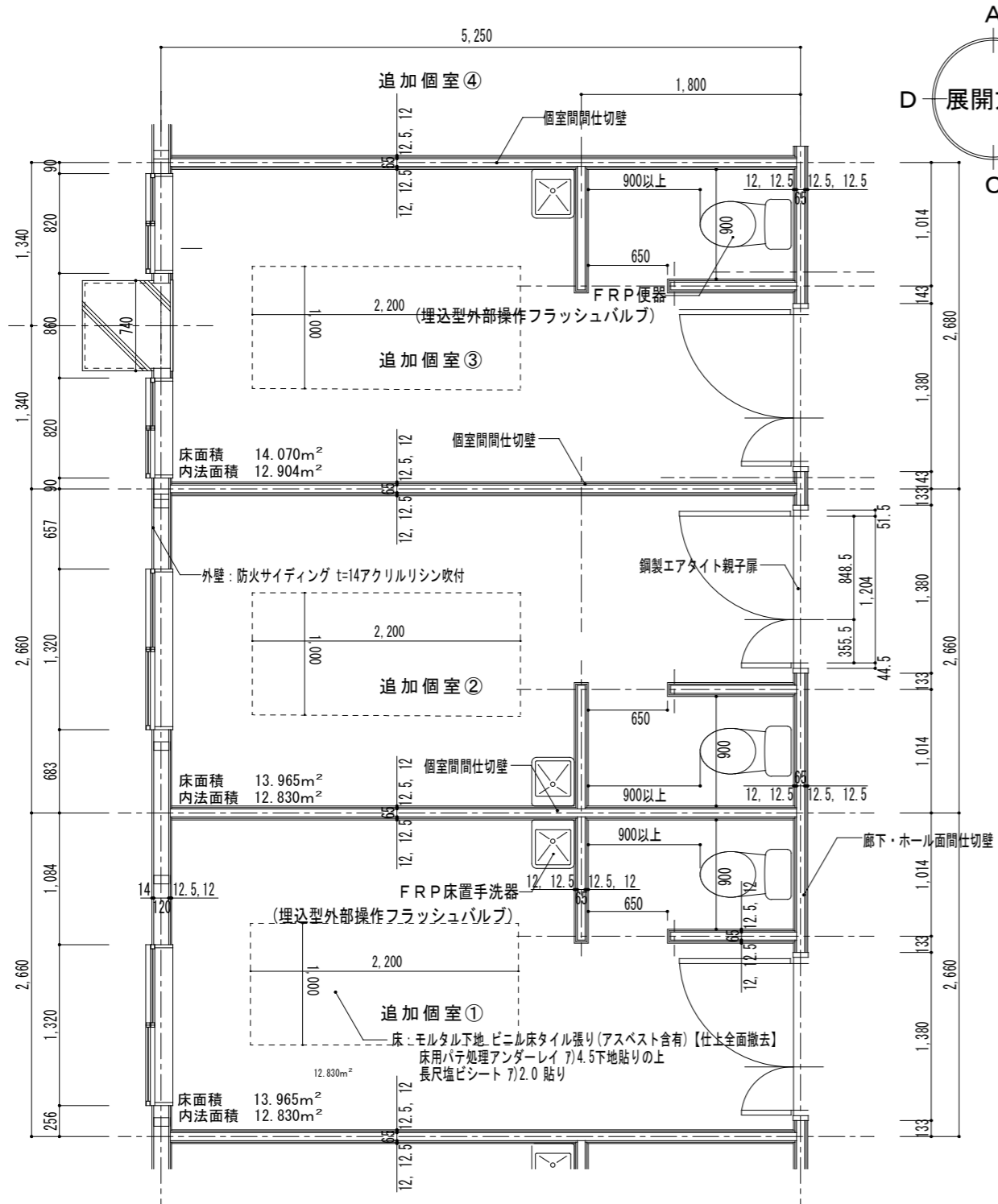


病室 (改修4床病室・105号室)



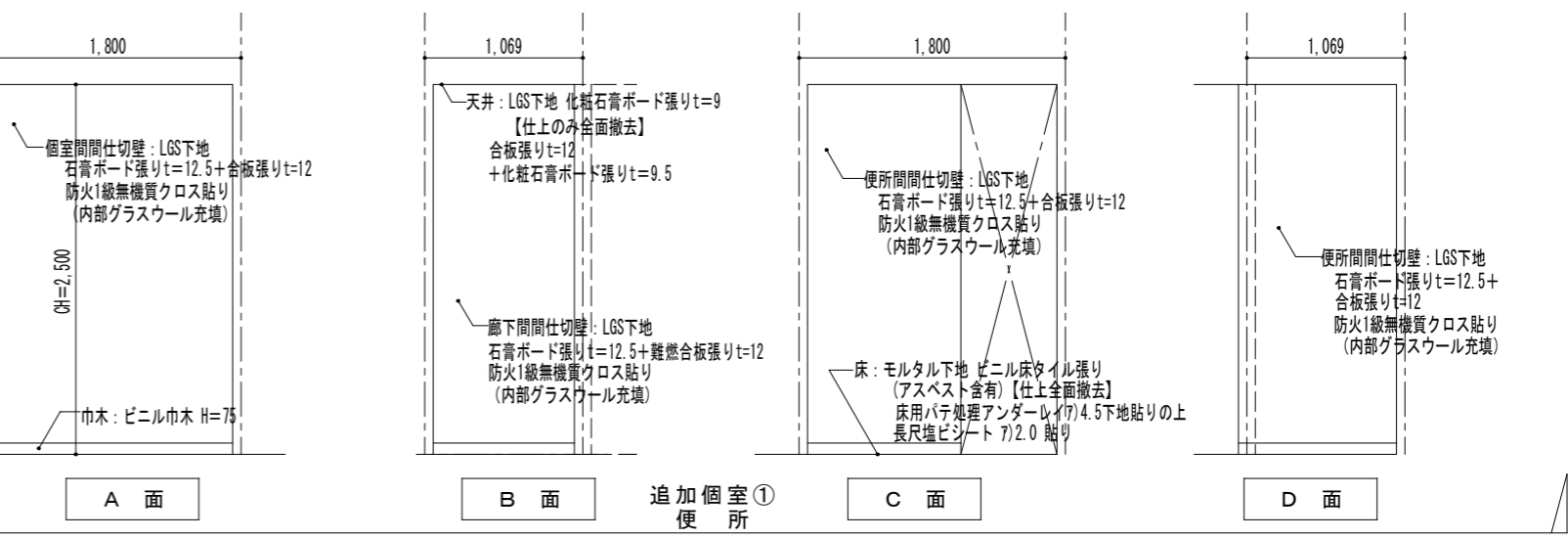
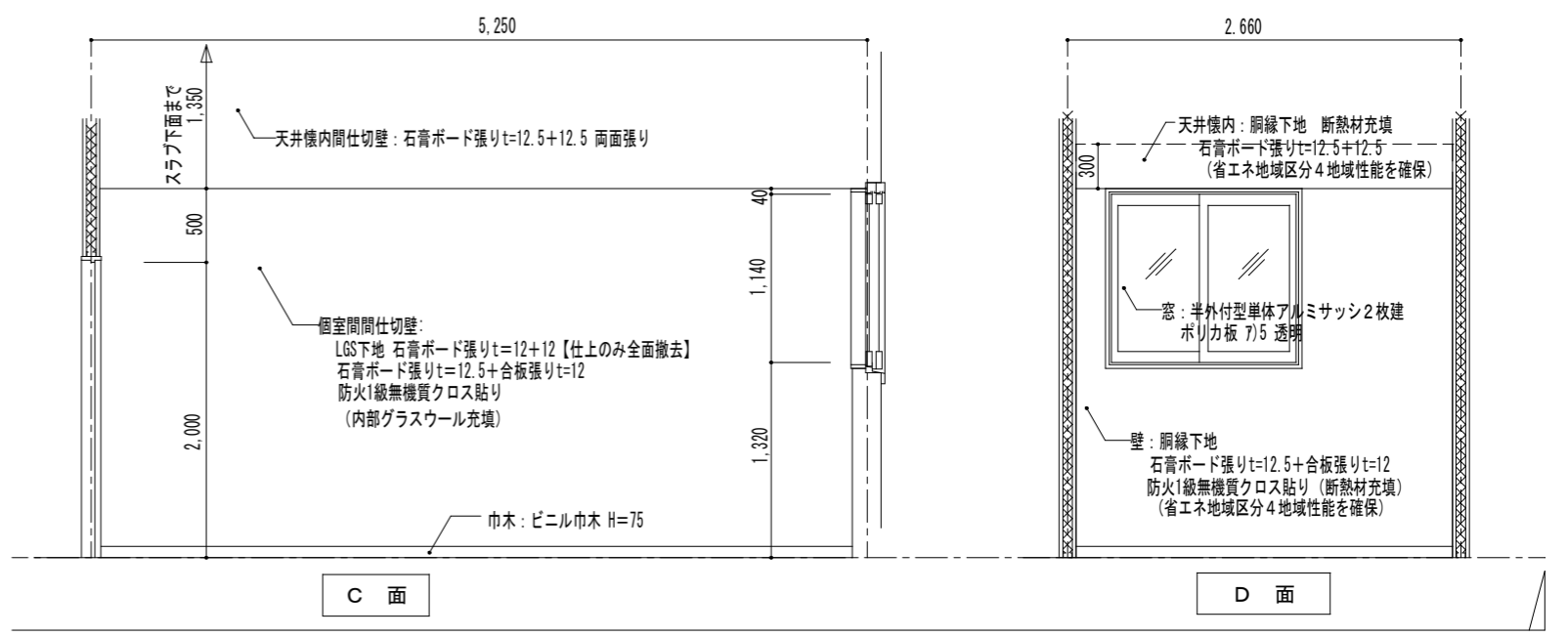
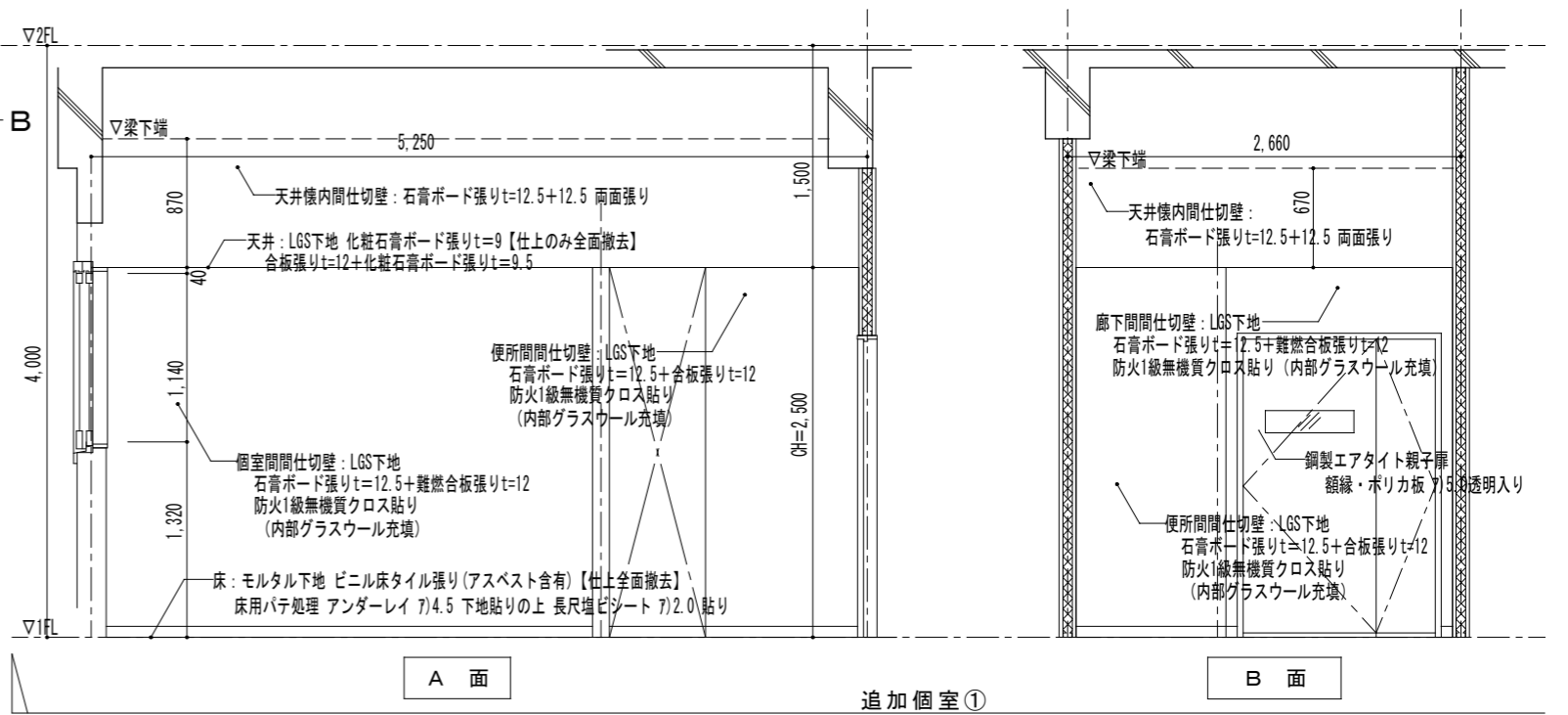
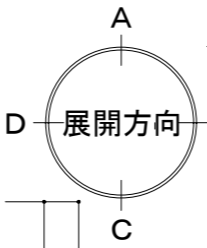
病室 (改修4床病室・105号室)



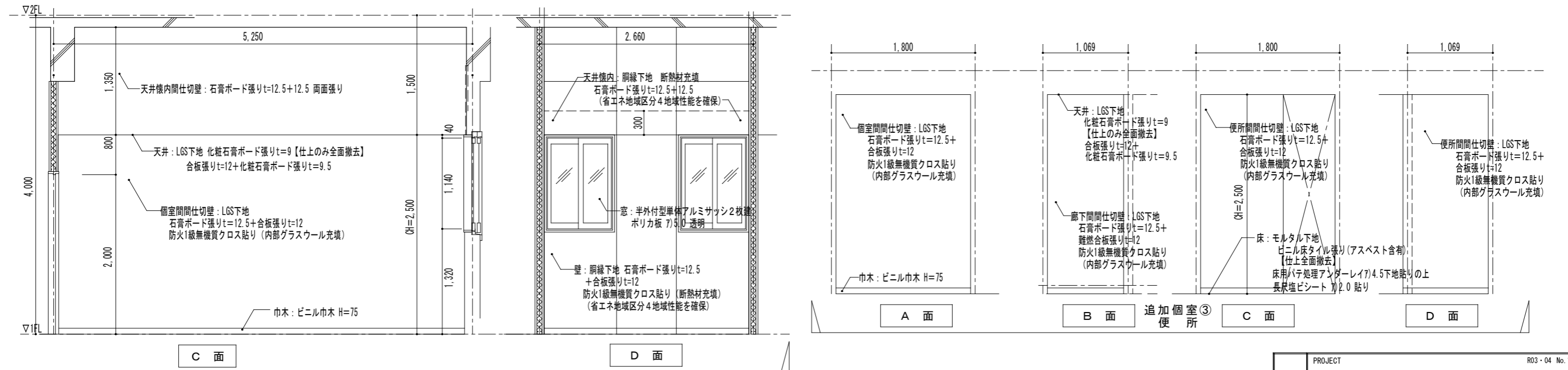
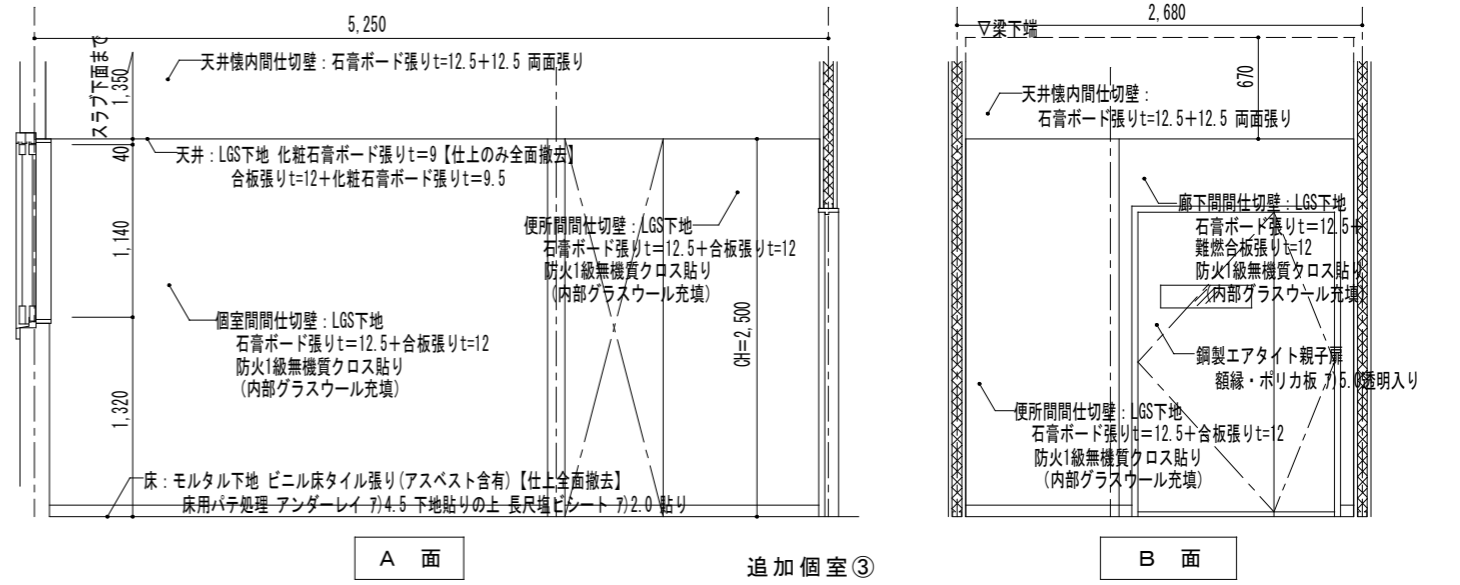
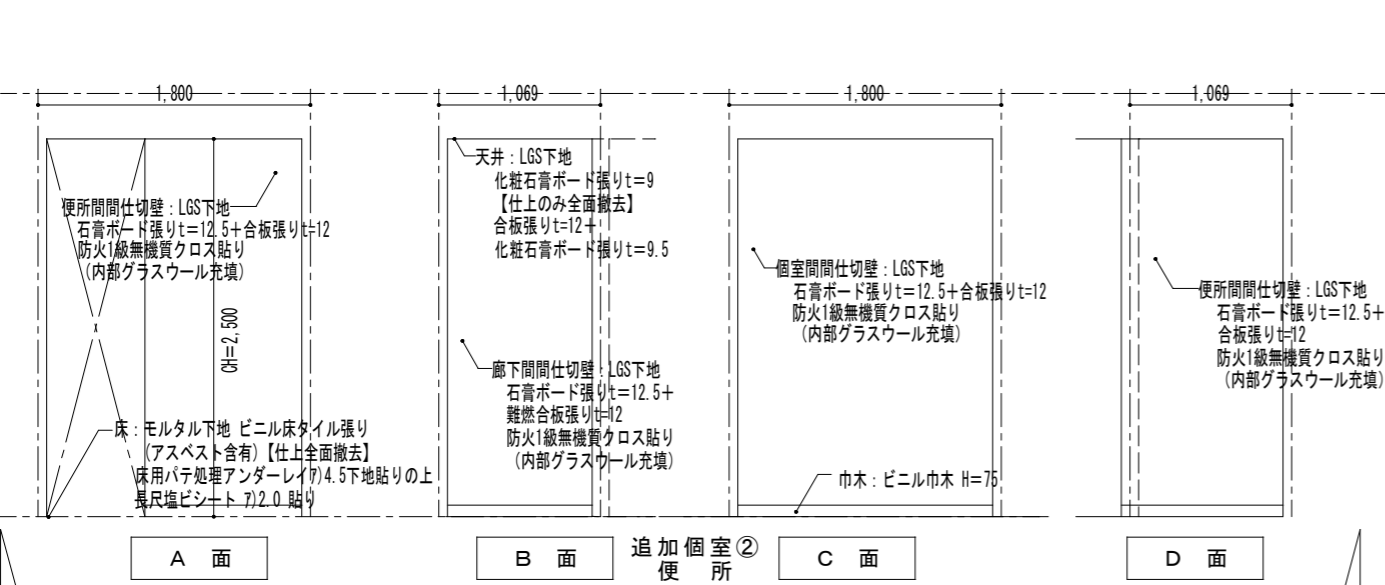
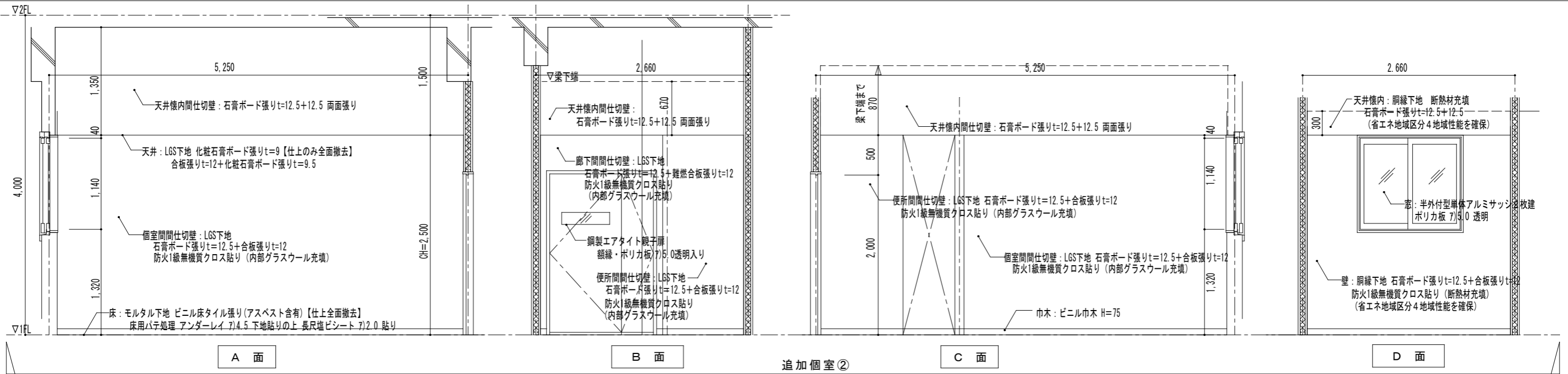


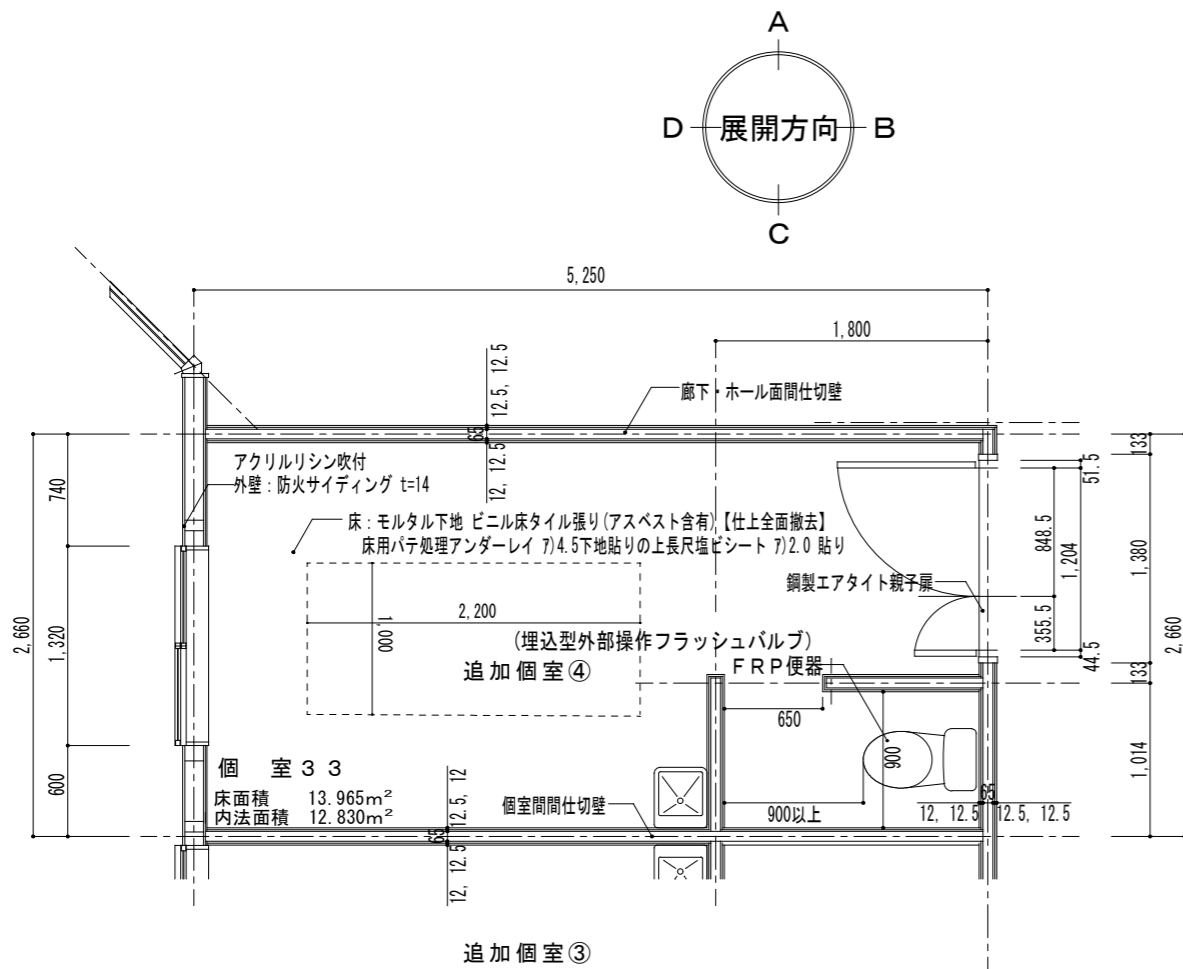
病室平面詳細図 (改修後) S=1/50

個室間仕切壁及び廊下・ホール間仕切壁の仕様	
共通仕様	LGS下地 内部グラスウール充填
個室間仕切壁	
天井面下部仕上仕様	石膏ボード張りt=12.5+合板張りt=12防火1級無機質クロス貼り両面
天井懐内仕上仕様	石膏ボード張りt=12.5+12.5両面
廊下・ホール面間仕切壁	
天井面下部仕上仕様	(室内側) 石膏ボード張りt=12.5+難燃合板張りt=12防火1級無機質クロス貼り (廊下・ホール側) 石膏ボード張りt=12.5+12.5防火1級無機質クロス貼り
天井懐内仕上仕様	個室間仕切壁に同じ
間仕切壁のグラスウール充填は遮音性能が建築基準法施行令第22条の3に定める性能と同等の性能を確保できる工法に替えることができる	



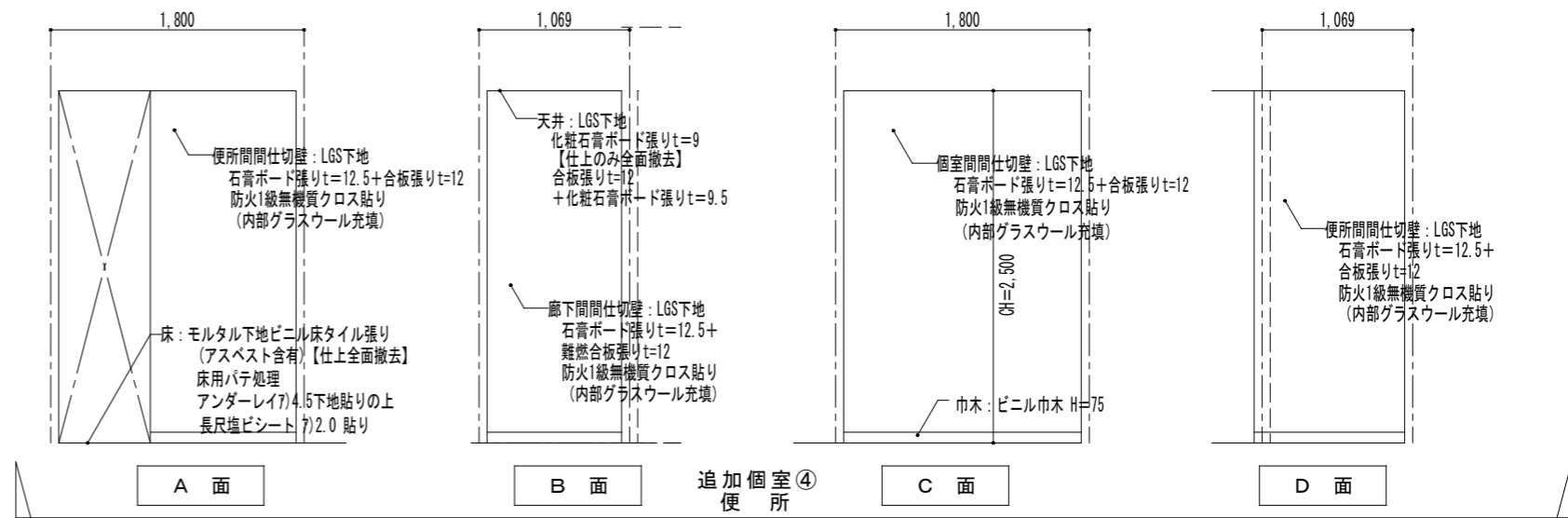
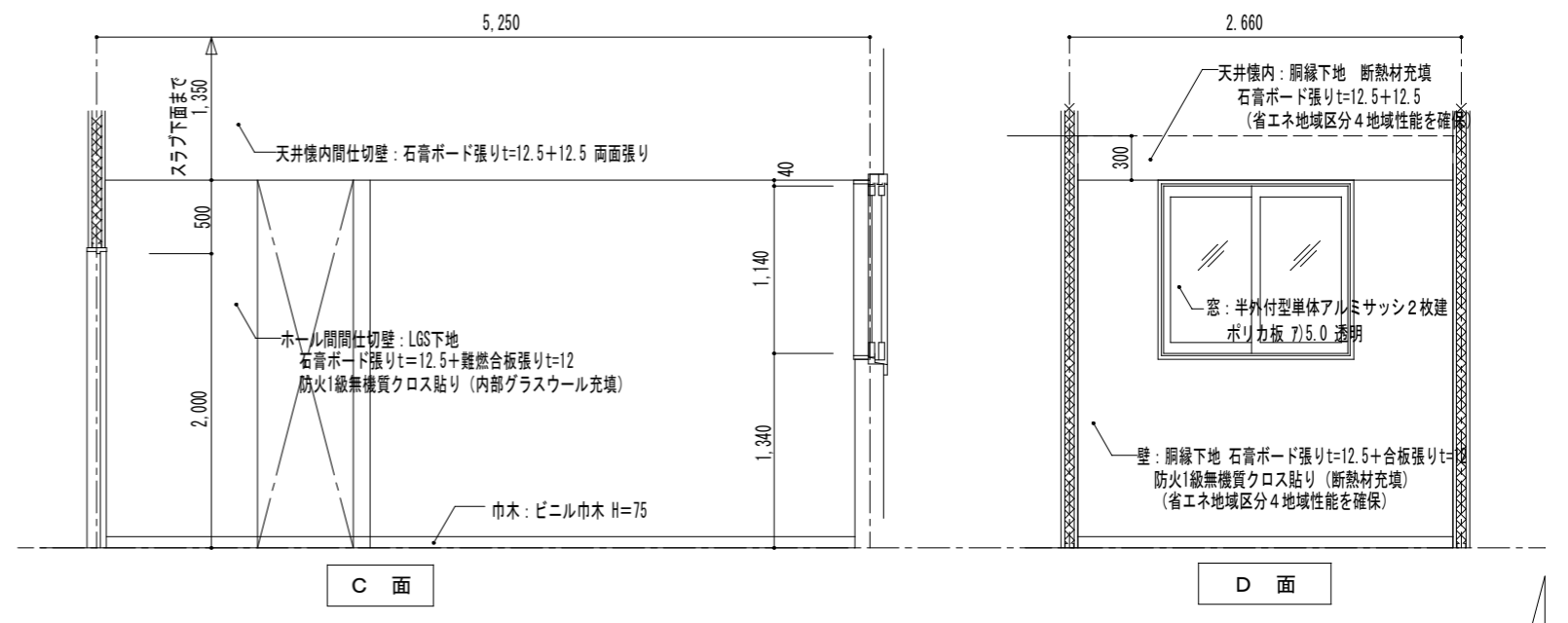
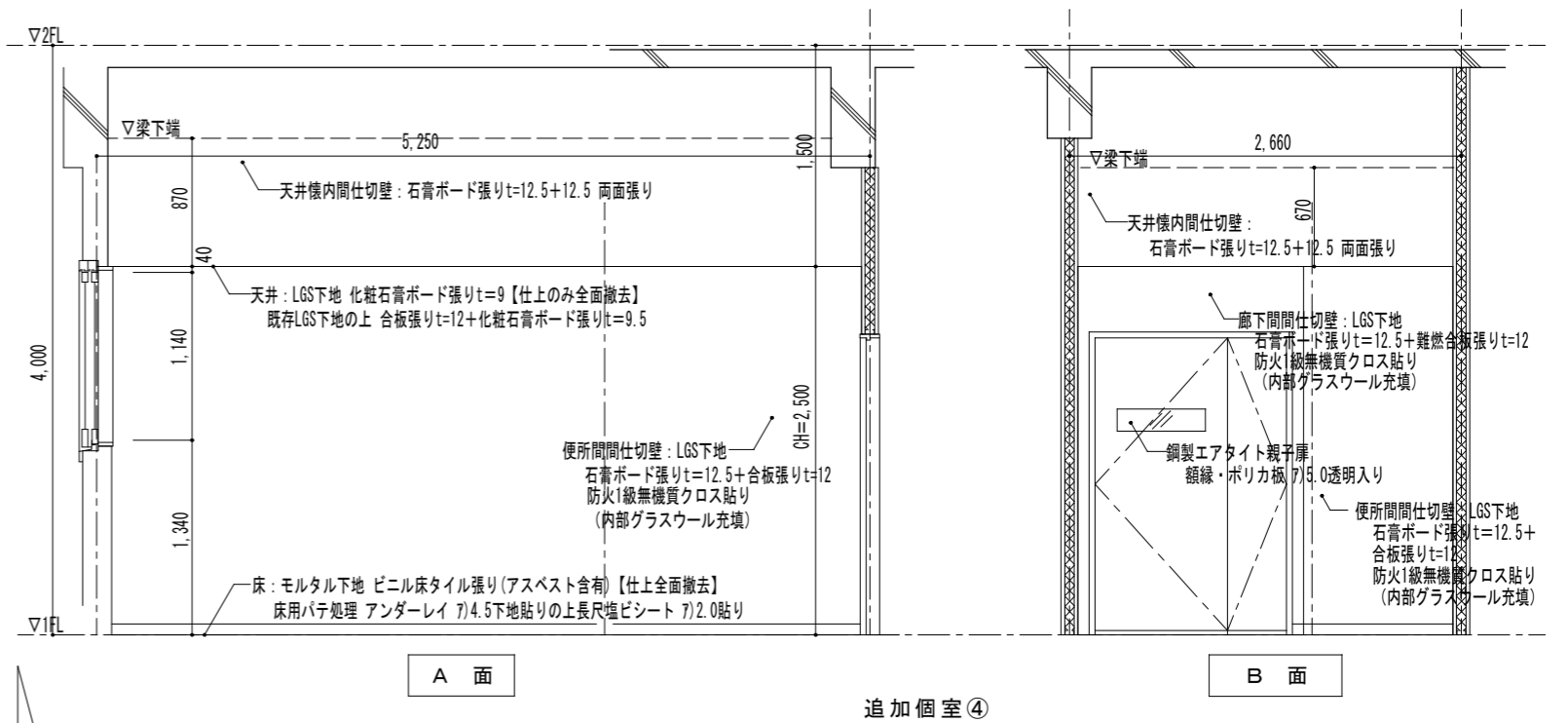
病室展開図 (改修後) S=1/50





病室平面詳細図 (改修後) S=1/50

個室間仕切壁及び廊下・ホール間仕切壁の仕様	
共通仕様	LGS下地 内部グラスウール充填
<b>個室間仕切壁</b>	
天井面下部仕上仕様	石膏ボード張りt=12.5+合板張りt=12防火1級無機質クロス貼り両面
天井懐内仕上仕様	石膏ボード張りt=12.5+12.5両面
<b>廊下・ホール間仕切壁</b>	
天井面下部仕上仕様	(室内側) 石膏ボード張りt=12.5+難燃合板張りt=12防火1級無機質クロス貼り (廊下・ホール側) 石膏ボード張りt=12.5+12.5防火1級無機質クロス貼り
天井懐内仕上仕様	個室間仕切壁と同じ
間仕切壁のグラスウール充填は遮音性能が建築基準法施行令第22条の3に定める性能と同等の性能を確保できる工法に替えることができる	

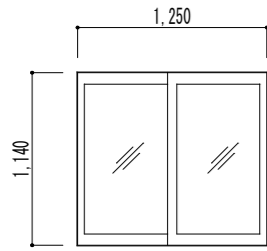


病室展開図 (改修後) S=1/50



姿 図

AW-1

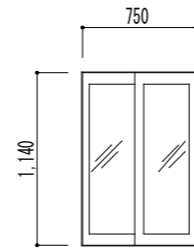


仕 様

取付箇所	追加個室①, ②, ④, ⑤
数 量	4
型 式	引違い窓
材 質	アルミ
枠見込	70
仕 上	B-1種 無着色陽極酸化塗装複合皮膜
硝 子	7)8.0mm アクリル板 透明
金 物	附属標準金物 一式
備 考	障子開口幅制御

姿 図

AW-2

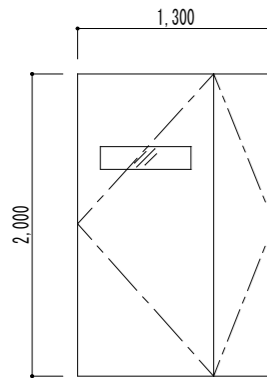


仕 様

取付箇所	追加個室③
数 量	2
型 式	引違い窓
材 質	アルミ
枠見込	70
仕 上	B-1種 無着色陽極酸化塗装複合皮膜
硝 子	7)8.0mm アクリル板 透明
金 物	附属標準金物 一式
備 考	障子開口幅制御

姿 図

SD-1



仕 様

取付箇所	追加個室①, ②, ③, ④, ⑤
数 量	5
型 式	額付き鋼製エアタイト親子扉
材 質	鋼 製
枠見込	125 mm
仕 上	S O P
硝 子	7)5.0mm ポリカ板 透明
金 物	附属標準金物 一式
備 考	指摘め防止, 紐かけ防止 本締錠2ヶ所, ラッチハンドル 三方枠加工, 沓摺無し ロックウール(24kg/m3)充填

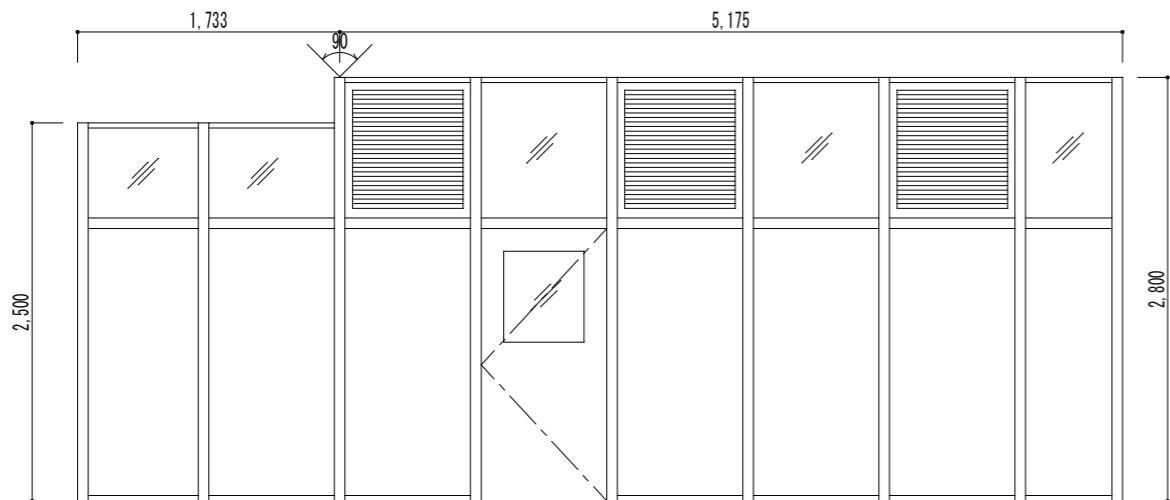
姿 図

仕 様

取付箇所	
数 量	
型 式	
材 質	
枠見込	
仕 上	
硝 子	
金 物	
備 考	

姿 図

PT-1



仕 様

取付箇所	食堂兼ディールーム新設倉庫
数 量	1
型 式	アルミパテーション (扉付)
材 質	70型
枠見込	70mm
仕 上	B-1種 無着色陽極酸化塗装複合被膜
硝 子	7)8.0mm アクリル板 透明
金 物	附属標準金物
備 考	パネル芯: ハニカムコア パネル面: 鋼板焼付塗装 ランマ: アルミ製ガラリ 3ヶ所

※ 0602 アルミパテーション追加

建 具 表 ① S=1/50

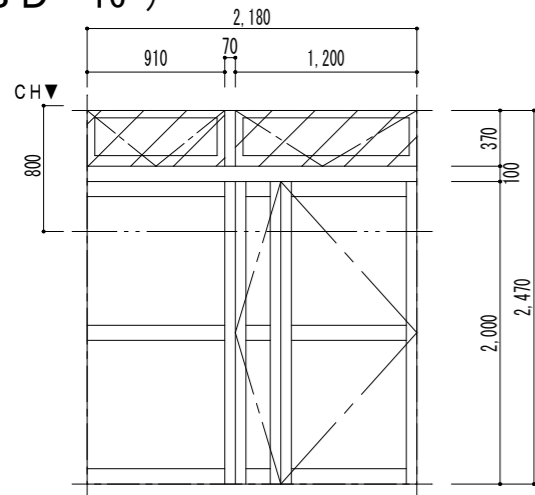
姿 図

仕 様

姿 図

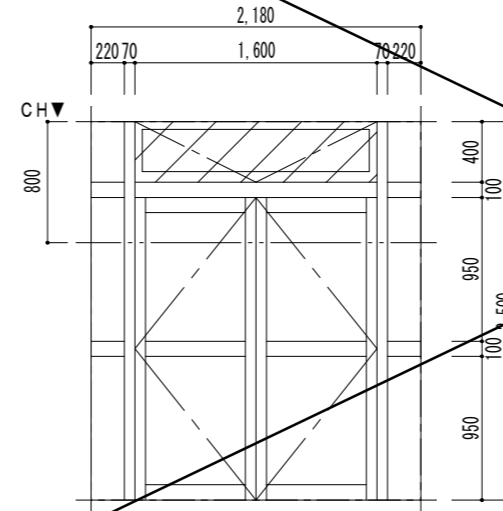
仕 様

SD-16  
(SD-16')



取付箇所	廊下(南・北)
数 量	2
型 式	親子扉(袖 Fix付)
材 質	スチール
枠見込	100
仕 上	SOP
硝 子	アクリル 7)8.0mm
金 物	附属標準金物 一式
備 考	ランマ2ヶ所(SD-16'は1ヶ所)を内倒し排煙窓に改修する 排煙窓の開放はワンタッチ開放とする  必要排煙開口は 365(h)×(905+1195)(w)(SW-16'は365×1195) 以上を確保すること

SD-17

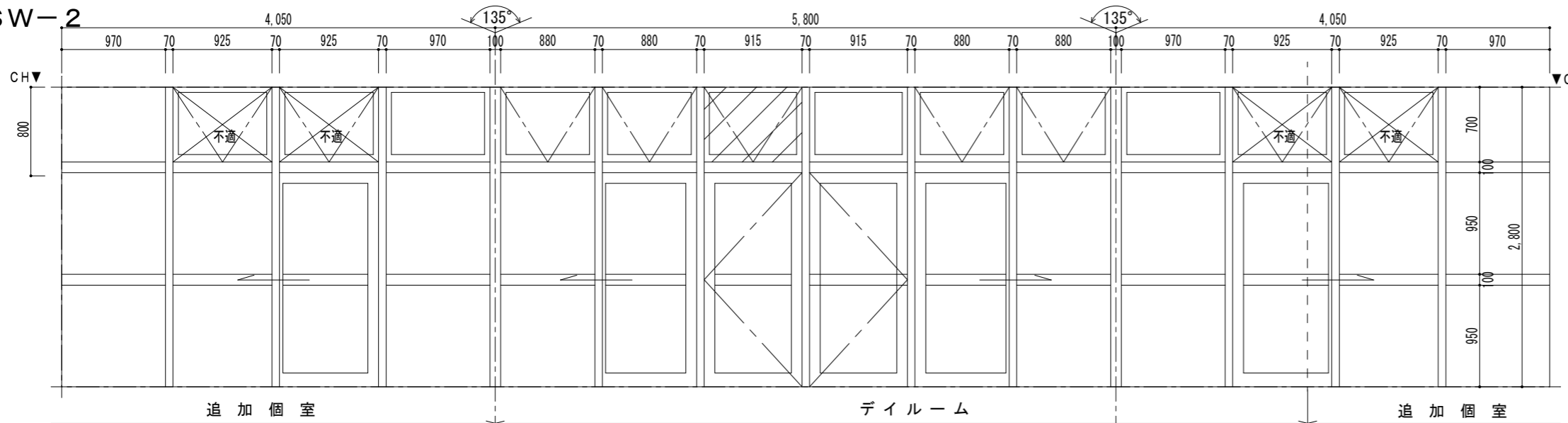


取付箇所	廊下(東)
数 量	1
型 式	両開き扉(袖 Fix付)
材 質	スチール
枠見込	100
仕 上	SOP
硝 子	アクリル 7)8.0mm
金 物	附属標準金物 一式
備 考	ランマを内倒し排煙窓に改修する 排煙窓の開放はワンタッチ開放とする

姿 図

仕 様

SW-2

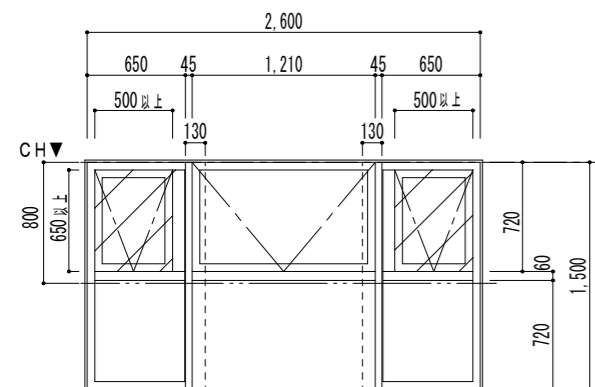


取付箇所	デイルーム
数 量	1
型 式	片引き窓(Fix窓, 片開き扉(2ヶ所)外倒し窓付)
材 質	スチール
枠見込	100
仕 上	SOP
硝 子	アクリル 7)8.0mm
金 物	附属標準金物 一式
備 考	ランマ2ヶ所を内倒し排煙窓に改修する 排煙窓の開放はワンタッチ開放とする  必要排煙開口は 600(h)×800(w)以上を確保すること

姿 図

仕 様

SW-6



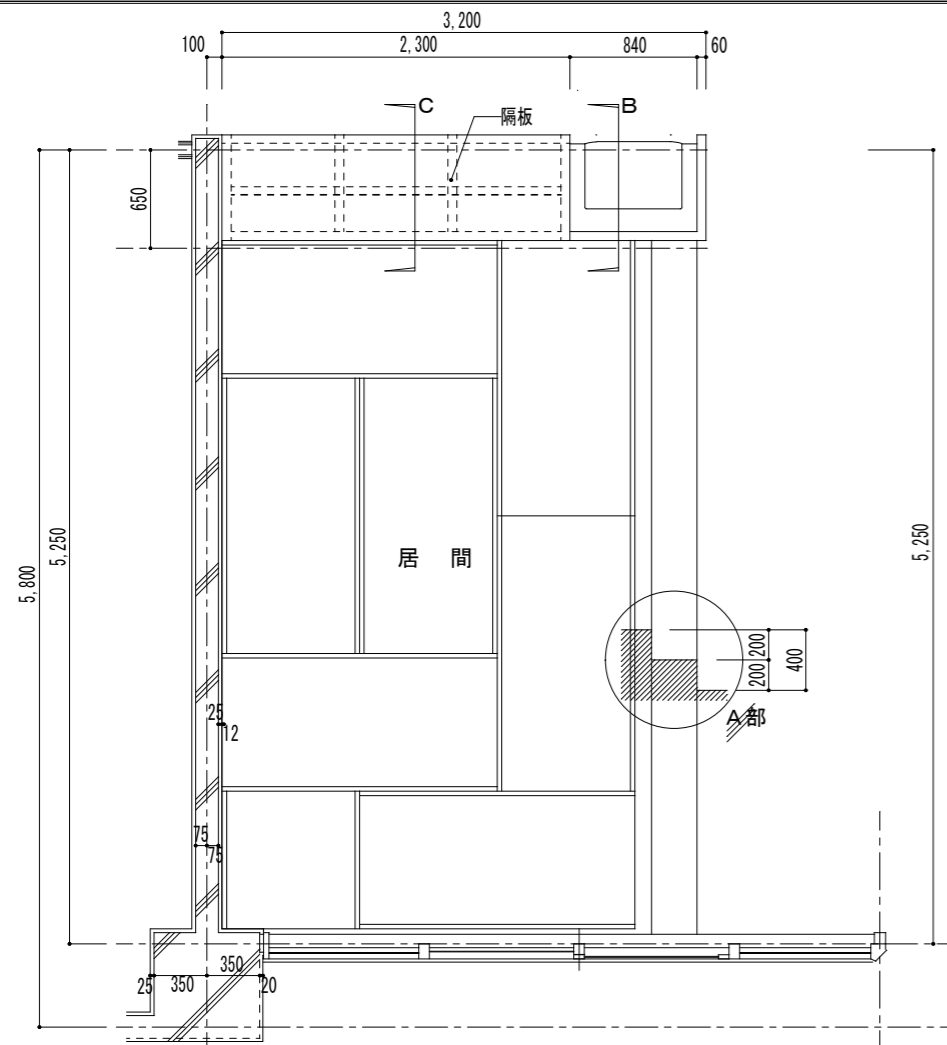
取付箇所	洗面所
数 量	2
型 式	片引き窓(内倒し窓付)
材 質	スチール
枠見込	100
仕 上	SOP
硝 子	アクリル 7)8.0mm
金 物	附属標準金物 一式
備 考	障子引き残し部分を内倒し排煙窓に改修する。 排煙窓の開放はワンタッチ開放とする  必要排煙開口は 650(h)×500(w)以上を確保すること

改修部分を示す

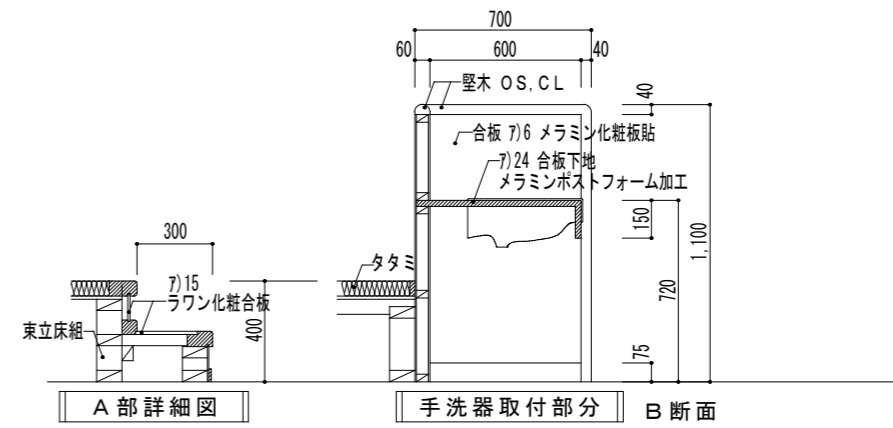
- ※ 0602 SD-17削除
- ※ 0602 SW-2改修排煙窓 2ヶ所→1ヶ所に修正
- ※ 0602 SW-6必要排煙開口幅 450→500に高 620→650 修正
- ※ 0528 SD-16必要排煙開口幅 915→905に修正

建具表②(改修建具) S=1/50



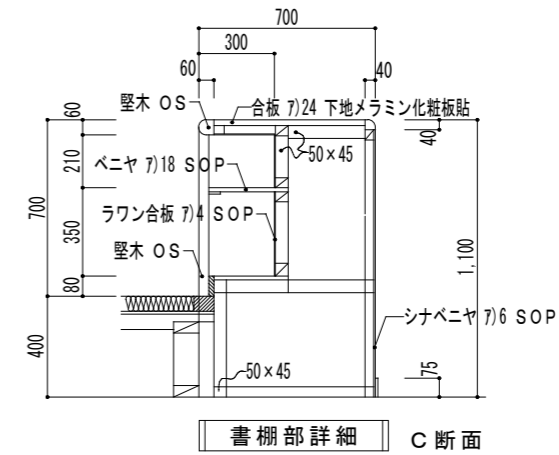


ダイニング居間（全撤去） S=1/50

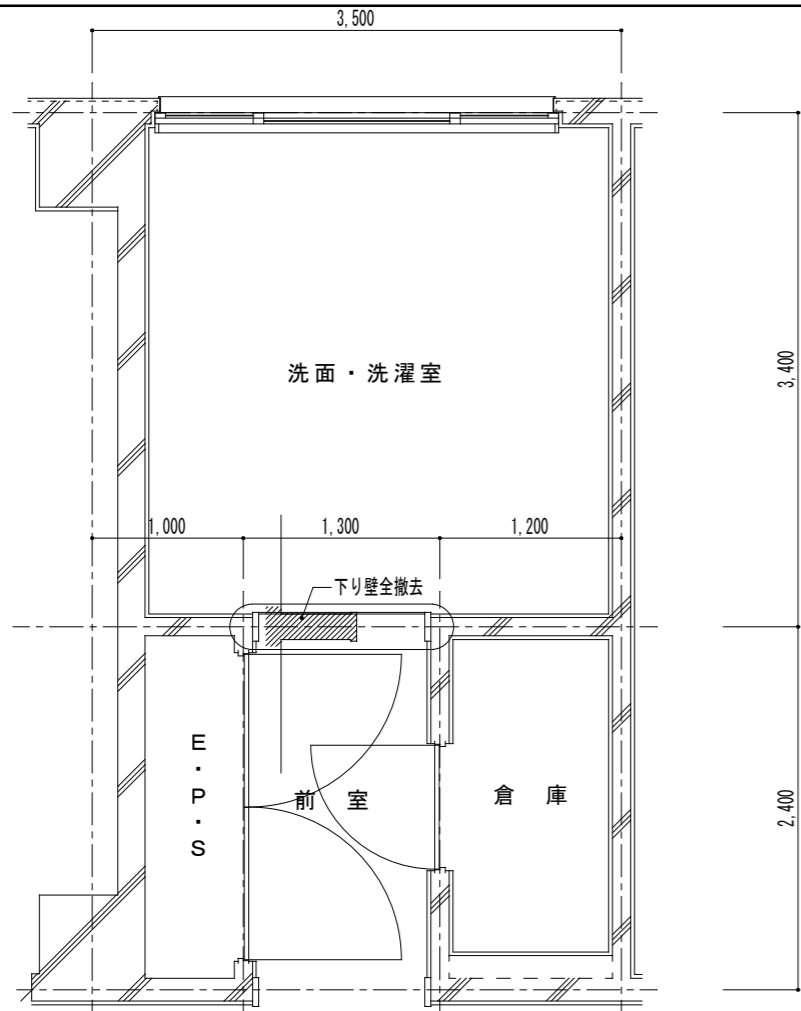


A部詳細図

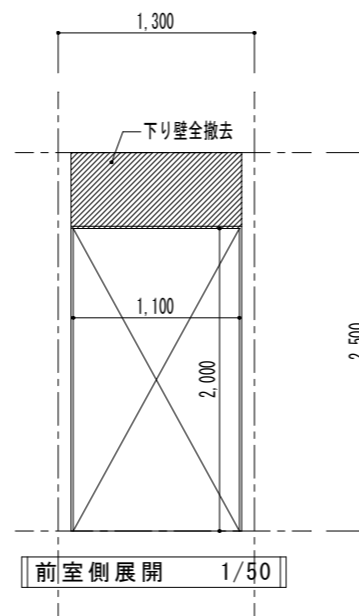
手洗器取付部分 B断面



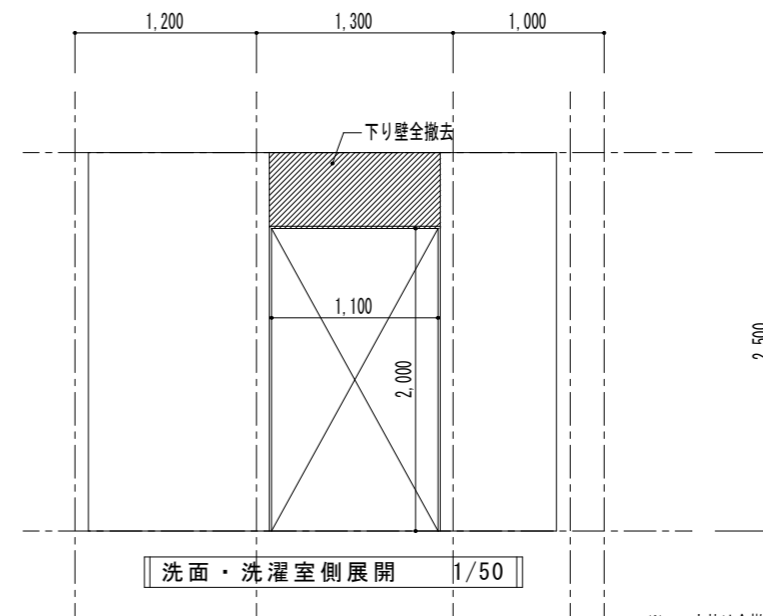
書棚部詳細 C断面



洗面・洗濯室、前室間下り壁（全撤去） 1/50

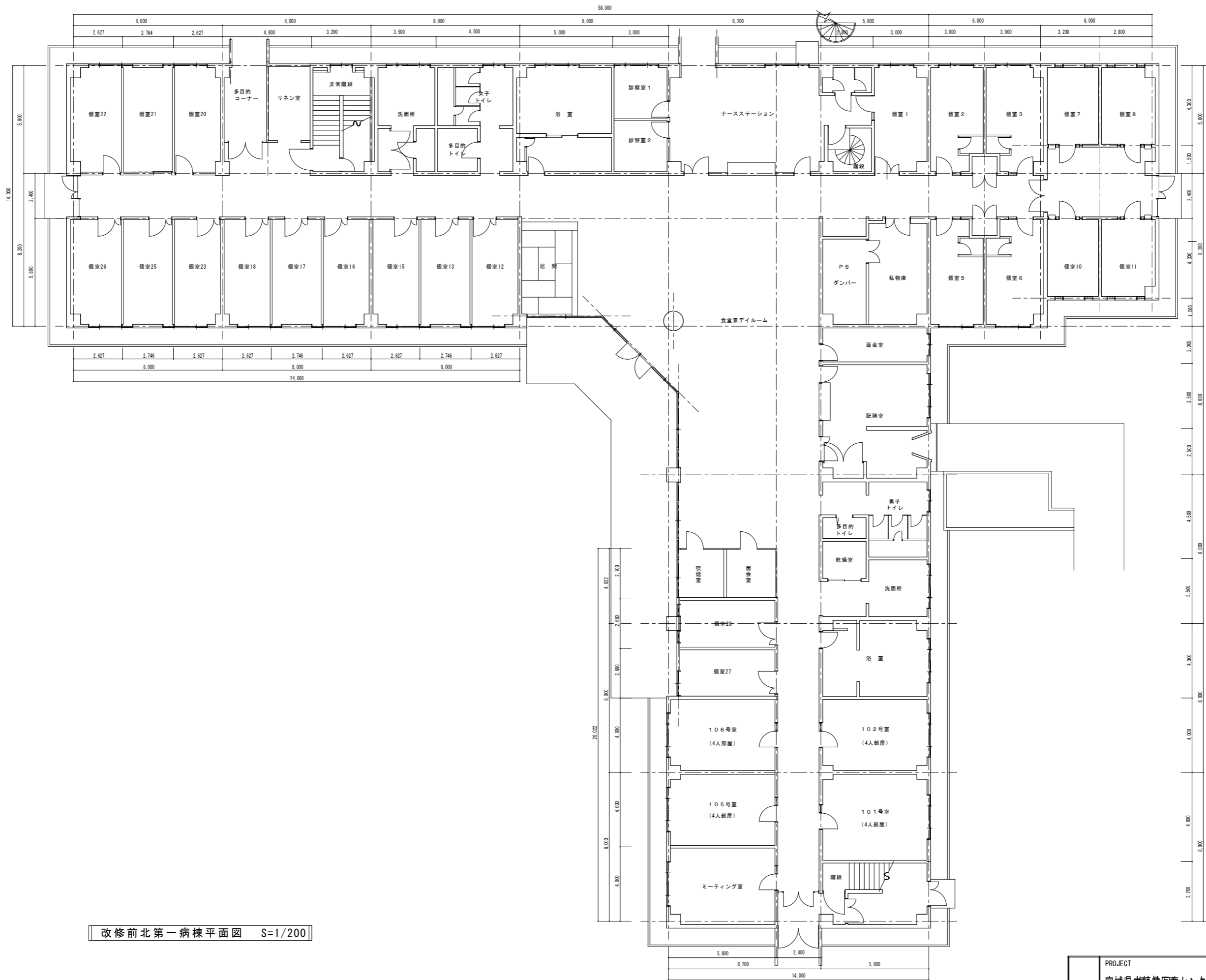


前室側展開 1/50

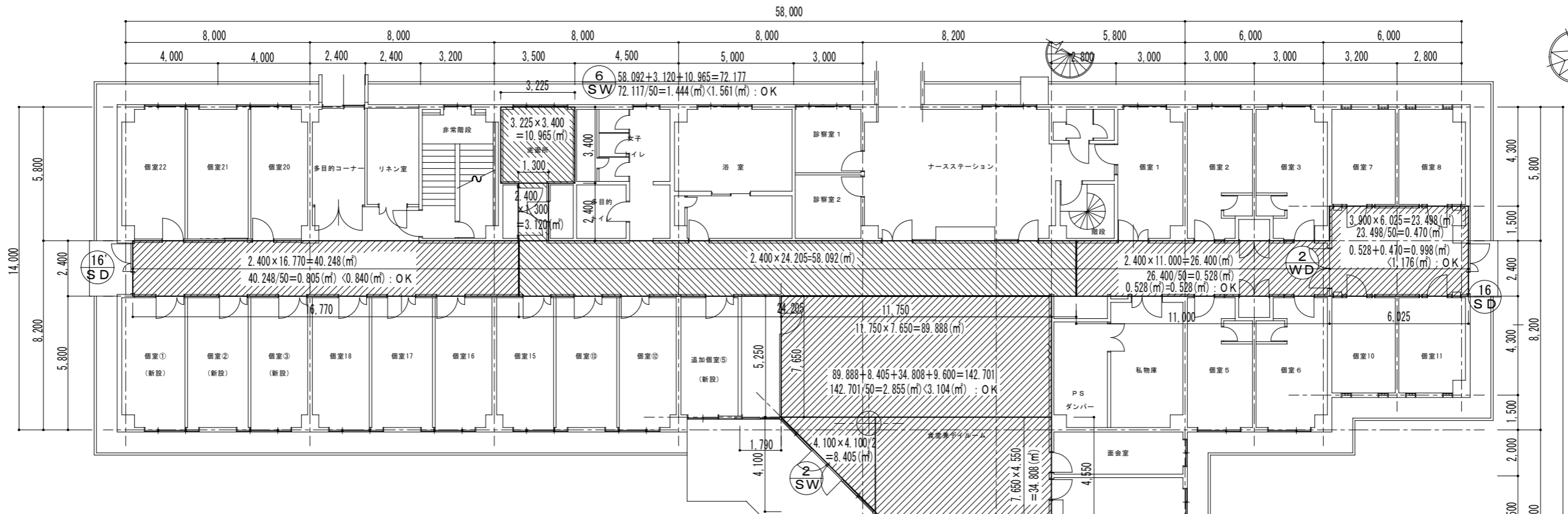
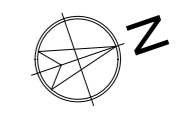


洗面・洗濯室側展開 1/50

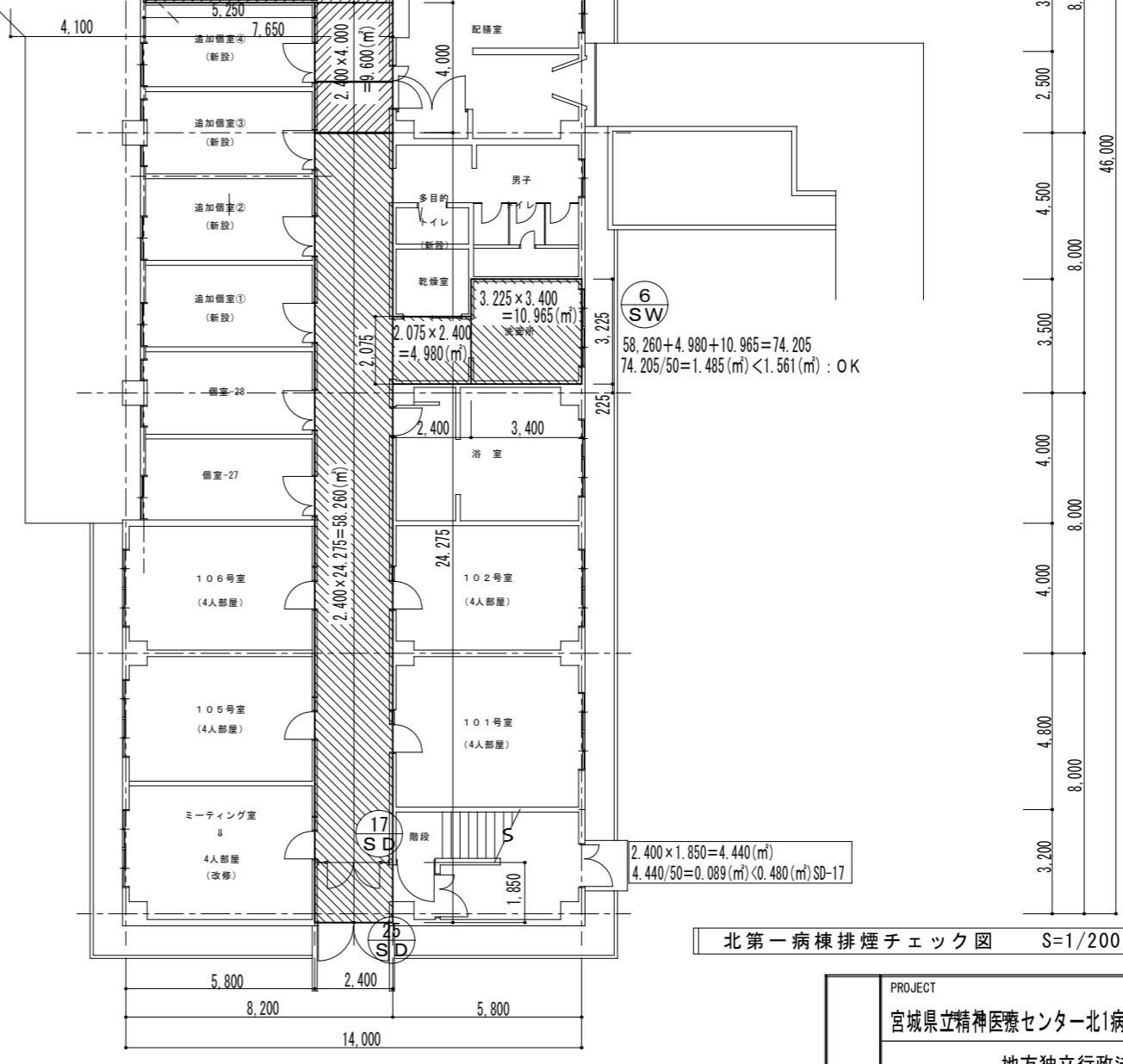
※ 三方枠は全撤去のうえ同材再制作取付とする。



改修前北第一病棟平面図 S=1/200



記号	姿図・開口検討	記号	姿図・開口検討
16 SD	<p> <math>370 \times (910 + 1,200) = 780,700 = 0.780 \text{ m}^2</math>  <math>330 \times 1,200 = 396,000 = 0.396 \text{ m}^2</math>  <math>0.780 + 0.396 = 1.176</math>            SD-16 計1.17 m<sup>2</sup> </p>	17 SD	<p> <math>300 \times 1,600 = 480,000 = 0.48 \text{ m}^2</math> </p>
16' SD	<p> <math>(370 + 330) \times 1,200 = 840,000 = 0.840 \text{ m}^2</math>            SD-16' 計0.84 m<sup>2</sup> </p>	2 SW	<p>           既存: <math>0.700 \times 0.880 = 0.616</math>  <math>0.616 \times 4 = 2.464</math>  <math>0.700 \times 0.915 = 0.6405</math>  <math>2.464 + 0.640 = 3.104</math>            計3.104 m<sup>2</sup> </p>
6 SW	<p> <math>720 \times 1,210 = 871,200</math>            既存: 0.871 m<sup>2</sup>  <math>670 \times 515 \times 2 = 690,100</math>            新設: 0.690 m<sup>2</sup>  <math>0.871 + 0.690 = 1.561 \text{ m}^2</math> </p>	2 WD	<p> <math>330 \times 1,600 = 528,000 = 0.528 \text{ m}^2</math> </p>
今回改修排煙開口		各排煙開口必要寸法 SD-16: $365 (h) \times (915 + 1195) (w) = 0.770 (m^2)$ + 扉部分 $0.396 (m^2) = 1.166 (m^2) > \text{必要面積} 1.152 (m^2) \therefore \text{O.K.}$ SD-16': $365 (h) \times 1195 (w) = 0.436 (m^2)$ + 扉部分 $0.396 (m^2) = 0.832 (m^2) > \text{必要面積} 0.805 (m^2) \therefore \text{O.K.}$ SW-2: $600 (h) \times 800 (w) = 0.480 (m^2)$ + 既存開口 $2.464 (m^2) = 2.944 (m^2) > \text{必要面積} 2.855 (m^2) \therefore \text{O.K.}$ SW-6: $650 (h) \times 500 (w) \times 2 (\text{ヶ所}) = 0.650 (m^2)$ + 既存開口 $0.871 (m^2) = 1.521 (m^2) > \text{必要面積} 1.485 (m^2) \therefore \text{O.K.}$	



北第一病棟排煙チェック図 S=1/200